# 【規格名(和名)】

連携用医用情報 (PDI) およびその運用 指針

## 【規格名(英名)】

Portable Data for Imaging (PDI), and Its Application Guideline

### 【規格の目的】

DICOM形式の画像ファイルを含む医用情報を、連携情報セットとして交換するためのディレクトリ構造などを規定したものである。個々の DICOM 画像ファイルや、それらの内容を示すディレクトリ DICOMDIR を情報セット内に置くべきフォルダなどのガイドも示されている。運用指針は運用における適切な取り扱い方を補足している。

### 【規格の適応領域】

医療施設間で医用情報を連携情報セットとして交換する際に用いるものである。

### 【関連他標準との関係】

医用画像ファイルそのものはすでに HELICS 指針 HS011 となっている DICOM による。本規格は、それらの ファイルを含む連携情報セット内で のディレクトリに置かれるべきか、な どの使用法と運用指針を定めている。 日本 HL7 協会の関連規格との関係: すでに HELICS 指針となっている 「(HS007) 患者診療情報提供書及び 電子診療データ提供書(患者への情報 提供)」、および「(HS008) 診療情報 提供書(電子紹介状)」は、DICOM 画 像と DICOMDIR を格納し、other files の部分に HL7 形式の検査結果、 処方内容、HL7 CDA 形式の患者への 文書(前者の場合)、紹介状(後者の 場合)が格納できる。従ってこの2つ は本規格に準拠している。診療情報提 供書、あるいは患者への文書とともに、

必要であれば検査結果、処方内容など も連携情報セットに格納する場合は、 先述の 2 規格を利用するべきであり、 画像のみの本規格媒体と紹介状を別 に連携させることは、患者取り違えの 問題もあり推奨されない。DICOM 画 像のみを連携情報セットに格納する 場合は、本規格が該当するが、病院で の病診連携部などでの受け入れを考 えると、先述の患者取り違えの問題か ら患者 ID 情報などの必要最小限情報 が CDA 文書となっている HS007 を 利用する、つまり必要最小限の患者ID 情報文書を PDI 連携情報セットに格 納することが望ましい。以下にユース ケースごとに使用すべき規格をまと める。

- ・ 診療情報提供書と、それに付随す る画像の場合:「(HS008) 診療情 報提供書(電子紹介状)」
- ・ 患者の求めに応じて提供する連携 情報セットに画像を含む場合: 「(HS007) 患者診療情報提供書及 び電子診療データ提供書(患者へ の情報提供)」
- ・ 画像のみの場合:本規格。将来的には患者漢字氏名や他施設での患者 ID などの情報も含めることができる「(HS007) 患者診療情報提供書及び電子診療データ提供書(患者への情報提供)」の利用が望ましい。

## 【規格の入手方法】

- 1. 日本 IHE 協会のホームページ: <a href="http://www.ihe-j.org/tech/">http://www.ihe-j.org/tech/</a> から入手可能。
- 1)「連携用医用情報 (PDI)」
- IHE 統合プロファイル 可搬型医 用画像 PDI (Portable Data for Imaging) Integration Profile」
- 3)「Portable Data for Imaging (PDI) に関する技術文書(日本語版)」
- 4)「連携用医用情報 (PDI) で可搬媒 体を使用する場合の解釈」がダウン

ロード可能。

2) は、IHE が定める放射線部門 (Radiology) のテクニカルフレーム ワークのうち、媒体による画像を含む 診療情報を交換するための統合プロ ファイルについて、"IHE Technical Framework , Vol. I Integration Profiles の 1, 2, 15 章および Vol. III Transactions (Continued)"から 4 章の PDI に関する部分を抜粋し、ま とめたものである。IHEテクニカルフ レームワークの全体像がわかるよう に、Introduction や Profiles などの記 述についてはそのまま残している。ま た、出典元であるテクニカルフレーム ワークの記述部分がわかるように章、 節などの番号はそのままの形で利用 している。必要に応じて、原規格 Radiology Domain IHE Technical Framework の最新情報を

http://www.ihe.net/Technical\_Frame work/index.cfm#radiology\_から入手 して参照のこと。

2. 運用指針IHE 統合プロファイル「可 搬型医用画像」の運用指針第1版は、 日本医療情報学会の下記サイトか ら入手可能である。

http://www.jami.jp/document/doc/IH EopeGuide.pdf

#### 【メンテナンス状況】

原規格のうち DICOM で規定される 部分のメンテナンスは国際 DICOM 委員会が、IHE で規定される部分は IHE International が行う。IHE にか かわる記述および運用指針に関して は、日本 IHE 協会と日本医療情報学 会が共同で行う。

## 【現在の改版状況】

本規格本体部分は、可搬媒体のみ利用 可能であった記述を連携データと修 正することでネットワーク経由を含 むすべての連携情報セットに拡張し た。

PDI を含む Radiology Technical Framework は、Revision 19.0 (Sep. 18, 2020 発行)が、2022 年 2 月現在の最新バーションである。知的所有権については、元となる IHE

Integration Profile は IHE International (<a href="http://www.ihe.net/">http://www.ihe.net/</a>) が所有している。運用指針第 1 版は日本医療情報学会が所有する。

## 【その他】

1.「患者に渡す医用画像媒体についての合意事項 改訂版」医用画像情報を含んだ可搬型媒体を患者に渡す場合、受け取り手側の医療機関の状況に配慮し、臨床現場での混乱を未然に防ぐため、関連学会・団体(日本医療情報学会、日本放射線技術学会、日本画像医療システム工業会、保健福祉医療情報システム工業会、日本 IHE 協会、日本放射線技師会)で合意した事項が2011年11月8日に発行されている。http://www.jami.jp/PDI/pdi2.pdf

概要を下記に示す。対象:患者の手を経て、他の医療施設等に医用画像情報の入ったCD-Rを提供する場合。但し、特定の医療施設等と事前協議に基づき提供するCD-Rなど、受け取り手側がその内容について承知している場合は、本合意事項の対象としない。なお、患者が希望した場合でも、受け取り側医療施設等と事前の合意がない場合は、本合意を適用する。

以下の事項を満たすものが望ましい。

- (1) IHE の PDI (Portable Data for Imaging) 統合プロファイル準拠であること
- ・ Viewer などアプリケーション・ソフトウェアのオートスタートは禁止とする。
- 画像情報は圧縮しない。(PDIでは DICOMで許可された圧縮も禁止している。)

- (2) DICOM タグの内容(値)については、DICOM 規格に準拠し違反しないこと
- (3) 運用的な対応については以下を 遵守すること
- 1CD-Rに1患者IDとする。
- ・ 受け取り側の状況を考慮し、事前 合意のないまま、不用意に Thin Slice データやボリュームデータ等 の大量画像をそのまま同梱しない。
- 事前合意のない動画像についても 同梱禁止とする。
- ・ 患者氏名、提供元医療機関名及び 問い合わせ先などをCD-R表面に記 載する。Viewer アプリケーション が同梱されている場合は、その製作 者と問い合わせ先も記載する。
- (4) 持ち込まれた画像情報の診断は、 可能な限り受け取り側で用いられ ている PACS などの Viewer アプリ ケーションなどを用い、適切な参照 環境下で行うこと
- ・ 画像を自施設の PACS に取り込む 等の対応が可能であれば、使い慣れ た Viewer アプリケーションが利用 可能となり、環境的に望ましいと考 えられる。
- なお、CD-Rに同梱された不慣れな Viewer アプリケーション・ソフト ウェア等を用いてその都度、異なる

- 操作・異なる環境下で画像参照を行うことは、安全性の面からも避けることが望ましい。
- (5) SS-MIXで示されている、あるいは IHE PDIで示されているファイル (DICOMDIR, DICOM 画像、HL7ファイルなど)以外のファイル (PDF、単体の JPEG、テキスト、表計算など)は、別ディスクとするか、あるいは同一 CD-R に入れる場合は、PDI の示すとおり、Other files/folders に入れ、そのことをディスク面あるいは README.TXT に明記すること

#### 2. PDI チェックツール

下記サイトから PDI チェックツール (レベル 2 版) をダウンロード可能である (2012 年 6 月 19 日改正)。 http://www.jami.jp/index.php?mode = info d&no=77

本 PDI チェックツールは、チェック対象の可搬媒体 (CD) が、「基本的なPDI の仕様を満たしているかどうか」について、一次的な確認を行う目的で作成されている。詳細はサイトを参照のこと。